

北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協定書

北海道教育大学と北海道教育委員会（以下「両者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が連携協力を行うことにより、北海道の教育及び北海道教育大学における教育・研究の充実、発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 学校教育の振興及び学校教員の資質向上に関すること
- (2) 大学における教員養成に関すること
- (3) 教職大学院に関すること
- (4) 教職の魅力向上に関すること
- (5) へき地・小規模校教育に関すること
- (6) 社会教育・地域教育・芸術文化・スポーツの発展に関すること
- (7) 国際交流・国際理解教育に関すること
- (8) 人事交流に関すること
- (9) その他両者で合意された事項

（連携協議会）

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるため、両者に連絡調整の窓口を設置し、両者が協議するための場として連携協議会を開催するものとする。

（費用）

第4条 両者は、第2条に定める事項の実施に当たり、両者が共同で実施する事項については、相互の施設・設備の使用料を徴収しないものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までに両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（補足）

第6条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、両者が協議して別に定めるものとする。

- 2 前項の定めは覚書によるもののほか、第3条の連携協議会により決定するものとする。
- 3 この協定に疑義が生じた場合、両者は協議してその解決を図るものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者が署名の上、各1通を保有する。

令和元年（2019年）7月25日

北海道教育大学長

北海道教育委員会教育長

蛇久治夫

佐藤嘉大